

## 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正 環境省



環境省は平成 23 年 10 月 28 日に「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」を、公布しました。

今回の省令改正は、1,1-ジクロロエチレンについて、排水基準を 0.2mg/l から 1.0mg/l に、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を 0.02mg/l から 0.1mg/l に改正。また、亜鉛について、現行の暫定排水基準が平成 23 年 12 月 10 日に適用期限を迎えることから、金属鉱業、電気めっき業、下水道業の 3 業種については、現時点においても、一律排水基準に対応することが著しく困難な状況にあることを踏まえ、平成 28 年 12 月 10 日まで暫定排水基準の適用期限を延長するものです。

なお、1,1-ジクロロエチレンについては、11 月 1 日から既に施行されており、亜鉛については、12 月 11 日から施行されます。

当社では水質汚濁防止法に係る排水分析において、長年の実績と多くの経験がございます。詳細情報に関してのご質問等も合わせてお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年10月28日付 EIC ネット  
2011年10月28日付 環境省報道発表資料

生活環境箇所 清水圭介

The Knights of Environmental Science  
**内藤環境管理株式会社**

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2  
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817  
URL: www.knights.co.jp

### 放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに8月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。

お問い合わせはこちら 